

をして坑内に於て就業せしむることを得ること。

第三 鑛業権者鑛山監督局長の許可を受けたるときは規則第十二條及第十三條の規定に拘らず十六歳未満の者及女子をして規則第十二條及第十三條各號の業務に就かしむることを得ること。

第四 鑛山監督局長必要ありと認むるときは前各條の鑛業権者に對し前各條の規定實施のため勤勞管理に關し必要なる事項を命ずることを得ること。

第五 鑛業権者第二條の規定により十六歳未満の男子又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子を坑内に於いて就業せしめんとするときは醫師をしてその者の健康診斷を爲さしむべきこと。但し厚生大臣の指定する健康診斷を受け三月を経過せざる者に就ては此の限に在らざること。

第六 鑛業権者は毎年少くとも二回醫師をして第二條の規定に依り坑内に於て就業する十六歳未満の男子又は廿歳以上若くは廿五歳以上の女子の健康診斷を爲さしむべきこと。

其年に於いて前條の規定に依る健康診斷又は厚生大臣の指定する健康診斷を受けたる者に就てはその受けたる回数に應じ前項の規定に依る健康診斷は之を爲さしめざることを得ること。

(以下略)

昭和十八年度醫藥品等需給計畫の閣議決定

議決定

戰時經濟運籌の根幹をなす昭和十八年度國家計畫の策定は四月三十日閣議決定の物資動員計畫を筆頭として着々完了しつゝあつたが、五月十八日の閣議に於いて

ては更に醫藥品等需給計畫の決定を見るに到つた。右に關する企畫院總裁談を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度醫藥品等需給計畫

(昭和十八年五月十八日)
企畫院總裁談

昭和十八年度醫藥品等需給計畫は本日の閣議で決定を見た。本計畫は本年度物資動員計畫に據り製品の配當化をなすべき重要物資として軍需、民需及び輸出入を通じて重要醫藥品、衛生材料及び体温計につきこれが製品の需給計畫を策定したものであるが特に本計畫において考慮を加へたる主なる點は次の通りである。

一、重要醫藥品、衛生材料等の重要性に鑑みこれが計畫的生産を強化するとともに集荷ならびに配給につき適切な措置を講ずること。これがため不要不急品の生産はこれを壓縮すること。

二、新藥新製劑等に付ては速かに品質及び規格の適正化を圖ること。

三、原材料、資材等に付てはこれが確保に努むること。等である。重要醫藥品等の戦力増強上占むる重要な使命に鑑み政府は之が實施確保に付萬全を期する所存である。なほ皇國以外の東亜全域における醫藥品等に關しては各地域民生の暢達を主眼として別途の考慮を運らすものである。

戰時衣生活簡素化實施要綱の閣議決定

定

決戰段階下の國民衣生活の清新簡素化を目的とする戰時衣生活簡素化實施要綱は昭和十八年六月四日閣議に於いて左の如く決定を見るに到つた。

戰時衣生活簡素化實施要綱

(昭和十八年六月四日)
情報局發表

政府は國民衣生活の徹底的簡素化を圖るため本日の閣議において左の要旨の如く之が決定を見た。

一、織物についてはその種類、規格を單純化し、概ね全面的なる指定生産制を實施することにより、高級品及不要不急品の生産を壓縮することとし特に左の點に付考慮す。

(一) 着尺用絹織物については努めて大衆需要品たる銘仙級に生産を集中すること。

(二) 小幡織物の一反の長さを短縮すること。

(三) 帯地の幅及長さを短縮すること。

二、染色についてはつとめて華美を避け質實清楚なるを旨とし配色等を限定するの措置を講ず。

三、衣服の仕立については纖維量を節約するとともに活動的、衛生的たらしむるを旨とし左による。

(一) 和裝の仕立については短袂に依らしむること
く措置すること。

(二) 男子洋服はこれを國民服乙號またはこれに準ずるものによらしむること。但し茶褐色以外の生地による仕立をも認むること。

(三) 外套は合着および兩前仕立のものを廢止すること。

(四) 男子學生生徒の制服の新規仕立はこれを國民服乙號に、外套は可及的國民服外套に準ぜしむること。但し學童服については原則として制服を限定せざること。

女子學生生徒の制服についてはその裝飾的部分

の除去につき考慮するとともに、専門學校以上の學生生徒の制服については可及的婦人標準服によらしむること。なほ夏期においては靴下は短靴下を用ひしむるものとする。

(五) 婦人の服装に付ては皇國婦人に相應はしき質實簡素にしてかつ女性美を失はざる婦人標準服等の普及を圖ること。

四、諸團體等においては今後新に制服等を制定するを避けしめ、國民服または平常服を活用するの方途を講ぜしむ。なほ既に制服等の定めある場合といへども、特に支障なき限り、正規以外の服装の着用をも認むることく措置せしむ。

五、身廻品その他一般家庭用品についてはその種類および規格を單純化し高級又は不要不急品の製造を抑制す。

六、衣料の新調を抑制するとともに極力有合せ品の更生活用の徹底を圖るものとし、これがため補修用資材の確保その他適宜の措置を講ず。

七、婚禮、葬儀その他一般儀禮の場合における禮裝の簡素化を圖りモーニング、裾模様等既存の禮裝によらざるを得ることく考慮す。

なほ本要綱の實施については政府の施策と相俟ち大政黨贊會をして大日本婦人會その他の關係諸團體（被服協會、大日本國民服協會、大日本婦人服協會等）と緊密に連繫し強力活潑なる國民運動を展開せしむるはである。蓋し戦局の現段階に對處し清新強健なる衣生活の面を通じて國民士氣の昂揚と國民體位の向上を圖り、必勝への綜合戦力増強を期せんとするものである。政府の意圖は國民各位特に婦人の眞摯なる熱意に

よつて初めてその目的を達成し得るものである。政府は各位の自發的協力を確信する次第である。

食糧増産應急對策要綱の閣議決定

既定増産計畫に加ふる食糧増産施策遂行の必要に鑑み昭和十八年六月四日閣議は左の如き食糧増産對策要綱を正式決定するに到つた。

食糧増産應急對策要綱

國民生活確保の絶對的要請に應じ速に食糧自給態勢の確立を期しこれが達成に寄與し得べきあらゆる方途を講ずるの要緊なるものあるところ、この際米、麥、諸類等主要食糧農産物ならびに水産物の増産に關する既定計畫の外左記應急對策を實施せんとす。

食糧農産物増産對策

一、不耕作地の解消及び雜穀等の増産に關する措置
當面の稻作に萬全を期し栽植密度の増加、窒素肥料の全層施肥、除草必要回数及の勵行等に努め生産目標の達成を圖ると共に、この際特に左の措置を講ぜんとす。

(一) 不耕作地の解消を目途とし市町村農會、部落農業團體をして共同耕作等の方法により水稻の作付を完遂すること。

(二) 耕作廢止畑は勿論伐木跡地、河川敷、荒地、工場建築豫定地その他あらゆる休閑地を動員し各方面の勞力を動員して蕎麥、粟、大豆、稗、玉蜀黍等の雜穀又は南瓜等各地方に適したる食糧農作物の作付を行ふと共に果樹園、桑園、瓜類その他

は間作を行ひ又輪作方法の改善に依り蕎麥等の作付に努むること。

(三) 北海道における食糧生産の確保についてはその特殊事情に鑑みこの際差當り不耕作地の發生を防止する爲必要な措置を講ずること。

二、諸類増産に關する措置

諸類は増産の餘地最も大にしてその主要食糧化を強化促進するは食糧政策上特に緊要適切なるを以て既定方針に依り優良苗普及等の施設を實施する外左の措置を講ぜんとす。

(一) 諸類増産に關しこの際品種栽培、貯藏、加工等に互り急速に技術の改善を推進し民間經驗者の優秀なる技能の活用に努め適切な技術の普及を期すること。

(二) 諸類の主要食糧としての活用を徹底せしむるためその加工に關し格段の措置を講じ廉價優良なる加工製品の生産を圖ること。

(三) 諸類の價格及びその統制機構に檢討を加へこれが増産を確保すると共に實情に即し敏速圓滑なる配給を期し得る如く急速に所要の改訂を行ふこと。

三、勞力補給に關する措置

所要勞力については地元勞力の活用に努むるとともに概ね左の措置によりこれが補給を爲さんとす。

(一) 農村の附近都市特に地方の町等より青少年、一般市町民等の勞力を大政黨贊會諸團體を中心とする自發的の國民運動として適當なる勤勞報國隊等を動員し地元農村の要請に應ぜしむること。

(二) 一般學徒就中農學校生徒の動員は極力これを